

特定非営利活動法人全国福祉未来ネットワーク定款（抜粋）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国福祉未来ネットワークという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号宮益坂ビル811号室に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、社会福祉の増進を目指し、社会福祉に関する研修事業、子ども虐待防止啓発に関する事業、東日本大震災復興支援事業、福祉人材養成支援事業、その他必要な事業を通じて社会全体の福祉の増進と子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2）子どもの健全育成を図る活動
- （3）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- （1）社会福祉に関する研修事業
- （2）東日本大震災復興支援事業
- （3）福祉人材養成支援事業
- （4）子ども虐待防止啓発に関する事業
- （5）他団体との連携事業
- （6）その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した学生個人

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体） 2,000 円 賛助会員（個人・団体） 2,000 円
学生会員 2,000 円

(2)年会費 正会員（個人） 5,000 円 （団体） 10,000 円
賛助会員（個人・団体） 1 口 5,000 円以上（1 口以上）学生会員 2,500 円